

2 過去の入札談合等関与行為防止法適用事例

適用事例	内容
<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例 (平成26年3月19日, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求)</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長, 設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は, 北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について, これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し, 各物件における入札前までに, 未公表の予定価格に関する情報を教示していた。</p>
<p>国土交通省が発注する一般土木工事における事例 (平成24年10月17日, 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は, 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について, 特定の事業者の役員からの求めに応じ, 当該工事の入札書の提出締切日前までに, 入札参加業者の名称, 入札参加業者の評価点, 予定価格等の未公表情報を教示していた。</p>
<p>茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例 (平成23年8月4日, 茨城県知事に対し改善措置要求)</p>	<p>茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は, 境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について, 同事務所の所長の承認の下, 各工事の落札予定者を決定し, 当該工事の入札前に, 落札予定者についての意向を, 建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。</p> <p>また, 茨城県の職員(境工事事務所の所長)は, 特定の事業者からの要望を受け, 境工事事務所発注の特定舗装工事について, 当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため, 発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して, 当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。</p>
<p>青森市が発注する土木一式工事における事例 (平成22年4月22日, 青森市長に対し改善措置要求)</p>	<p>青森市特別理事の職にあった者は, 青森市発注の特定土木一式工事について, 特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い, 青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。</p>
<p>防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例 (平成22年3月30日, 防衛大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>防衛省の職員は, 防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について, 当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し, これにより, 入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>国土交通省が発注する車両管理業務における事例 (平成21年6月23日, 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は, 特定の事業者に対し, 毎年, 車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に, 未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。</p>

適用事例	内容
<p>札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例 (平成20年10月29日, 札幌市長に対し改善措置要求)</p>	<p>札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>国土交通省が発注する水門設備工事における事例 (平成19年3月8日, 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者を示すなどしていた。</p>
<p>日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例 (平成17年9月29日, 日本道路公団総裁に対し改善措置要求)</p>	<p>日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。 また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。</p>
<p>新潟市が発注する建設工事における事例 (平成16年7月28日, 新潟市長に対し改善措置要求)</p>	<p>新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。</p>
<p>岩見沢市が発注する建設工事における事例 (平成15年1月30日, 岩見沢市長に対し改善措置要求)</p>	<p>岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。</p>

3 最近の受注調整（官公需）事件

件名 措置年月日	内容
<p>平成30年（措）第14号～第16号 宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社 又は宮城県が発注する建設関連業務の 入札等の参加業者に対する件 平成30年7月26日</p>	<p>宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第14号）</p> <p>宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第15号）</p> <p>宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第16号）</p>
<p>平成30年（措）第9号～第11号 東京都、東京港埠頭株式会社又は成田 国際空港株式会社が発注する舗装工事 の工事業者に対する件 平成30年3月28日</p>	<p>東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第9号）</p> <p>東京港埠頭株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第10号）</p> <p>成田国際空港株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第11号）</p>
<p>平成29年（措）第8号及び第9号 東京都が発注する个人防护具の入札参 加業者らに対する件 平成29年12月12日</p>	<p>東京都発注（平成26年度）の个人防护具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。（第8号）</p> <p>東京都発注（平成27年度）の个人防护具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。（第9号）</p>
<p>平成29年（措）第5号 防衛装備庁が発注するビニロン又は難 燃ビニロンを材料として使用する繊維 製品の入札参加業者に対する件 平成29年3月10日</p>	<p>防衛装備庁発注のビニロン製品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>平成29年（措）第4号 地方公共団体等が宮城県又は福島県の 区域を施工場所として発注する施設園 芸用施設の建設工事の工事業者に対す る件 平成29年2月16日</p>	<p>地方公共団体等発注の施設園芸用施設工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>平成29年（措）第1号 消防救急デジタル無線機器の製造販売 業者に対する件 平成29年2月2日</p>	<p>市町村等発注の消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。</p>

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二（略）

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四（略）

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第三条 （略）

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 （略）

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 （略）

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 （略）

5 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(注) カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	＝	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業				中小企業		
		違反対象事業	業種	算定率		算定率	算定率	
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外			10%	早期解消		8%	4%
		再度の違反	15%		再度の違反	6%		
		主導的役割	15%		主導的役割	6%		
		再度＋主導	20%		再度＋主導	8%		
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%	
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%	
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%	
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%	
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%	
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%	
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%	
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%	

(注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。

2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。

3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

4 「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

- 5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
- 2 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の2第13項・第14項）。
- 3 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。